

お客さまの大切な財産を次世代に繋げるために

とよしん

とよしん 相続 定期預金



取扱期間 2026年4月1日^水 ~ 2027年3月31日^水

店頭表示金利

+

年0.80%

※初回満期日以降は、満期日(継続日)のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。

お取扱対象

金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れされる個人の方。相続により取得した有価証券等の売却資金も可。

※お一人さま何回でも契約可。ただし、お預入れは、当金庫本支店のうちいずれか1店舗のみとします。

また、相続で取得した以外の資金、従来より当金庫にあった相続人ご本人さまの預金、相続定期預金の満期金でのお申込みはできません。

対象預金

スーパー定期

預入期間

6カ月(自動継続扱い)

必要書類

相続により取得したことが確認できる書類

預入金額

相続により取得した金額の範囲内

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税(0.315%)が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、スーパー定期のマル優を利用の場合は除きます。)

※中途解約された場合は、当金庫所定の期限前解約利率を適用します。

※この定期預金は、預金保険制度の対象預金です。

(お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。)

※最新の店頭表示金利は、窓口もしくは当金庫ホームページでご確認ください。

※金利環境の変化により条件を変更することがあります。

※上乗せ金利は初回満期日までとし、満期後は継続時の店頭表示金利で自動継続します。

※ATM、とよしんアプリ、インターネットバンキングではご利用できません。

 豊田信用金庫

詳しくは窓口までお問い合わせください。

<https://www.toyoshin.co.jp>



商品名(愛称)	相続定期預金[スーパー定期]
お取扱期間	2026年4月1日(水)から2027年3月31日(水)
販売対象	<p>・金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資として預入される個人の方</p> <p>【必要書類】</p> <p><当金庫で相続手続きされた方> ①+②</p> <p><他金融機関で相続手続きされた方> ①+②+③、①+②+④、①+②+⑤+⑥、①+②+⑤+⑦のいずれか</p> <p>①本人確認書類 ②届出印 ③遺産分割協議書の写し ④金融機関に提出した依頼書等の写し ⑤被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ⑥戸籍謄本の写し ⑦遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し</p>
お預入期間	・6カ月(自動継続扱い)
お預入れ (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<p>・一括預入(スーパー定期)</p> <p>・相続により取得した金額の範囲内 (お一人様何回でも申し込みできます。ただし、預入は当金庫本支店のうちいずれか1店舗のみとします。また、相続で取得した以外の資金、元々当金庫にあった相続人本人の預金、相続定期預金の満期金での申込みはできません。)</p> <p>・1円単位</p>
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<p>・固定金利 預入日の「スーパー定期」6カ月もの店頭表示金利+年0.800% ※お取扱期間中であっても、金利環境の変化等により取扱内容の変更または中止させていただく場合があります。</p> <p>・初回満期日まで適用いたします。</p> <p>・満期日(自動継続日)以後は、スーパー定期のその時点の店頭表示利率を適用します。</p> <p>・継続後1,000万円以上になる場合でも大口定期預金には継続されません。</p> <p>・満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算</p>
税金	<p>・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、従来の所得税額に2.1%を乗じた額が上乗せとなります。</p>
手数料	—
付加できる特約事項	<p>・マル優の取扱いができます。</p> <p>・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%上乗せした利率)</p>
中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに支払います。 預入期間が6カ月未満…解約日における普通預金の利率</p>
金利情報の入手方法	<p>・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 また、当金庫ホームページに掲載しています。</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話:0565-31-1616)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<p>・お取扱期間中であっても、金利環境の変化等により取扱内容の変更または中止させていただく場合があります。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>